

令和8年2月10日

お知らせ

課名	市町村課
担当	近藤、遠藤、薮井
内線	2804、2805、2806
直通	086-226-7274

今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付について

今冬の大雪等により被害を受けた団体に対し、特別交付税が繰上げ交付されることとなり、本県においては、次のとおり新庄村に交付されますので、お知らせします。

1 繰上げ交付団体及び繰上げ交付額

団体名：新庄村

繰上げ交付額：19百万円

2 交付決定日

令和8(2026)年2月10日(火)

3 交付予定日

令和8(2026)年2月12日(木)

4 内容

特別交付税は、12月と3月の年2回に分けて交付されますが、今回の繰上げ交付は、3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその3割が交付されるものです。